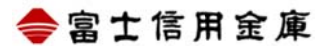


## 「パートナーシップ構築宣言」



当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

#### （個別項目）企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当金庫は、いかなる環境下であっても金融の円滑化を目指すとともに、お客様が直面している課題解決に向け確かなコンサルティング機能を発揮し、経営相談及び経営改善に向けた取り組みを展開しております。また、外部機関や異業種企業とのネットワーク連携により、より効果的でタイムリーな支援体制を構築しております。

具体的な取組事例として、静岡県プロフェッショナル人材戦略拠点、産業雇用安定センター、静岡県シルバー人材センター等との連携体制を構築し、短期から長期、非正規から正規、副業・兼業の促進を含め、当金庫が地域の事業者の方々の経営課題解決に資する人材支援活動を行っております。

また、産業界（支援機関）や学校、研究機関（県工業技術研究所等）など、産学官金の交流及び連携のもとに、地域事業者の方々のイノベーション、経営基盤の強化を応援しております。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

#### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当金庫は、地域における SDGs の推進にあたり「静岡県東部 4 信金共同 SDGs 宣言」を行っており、「環境」「社会」「経済」の各分野において様々なステークホルダーと連携し「地域社会の持続的な発展」に向けて取り組んでおり、「サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携」が掲げる趣旨に賛同し、課題解決型企業として、事業者の方々への支援に積極的に取り組んでまいります。

令和 3 年 4 月 15 日

富士信用金庫  
理事長 浅見 祐司